

平成29年5月11日

社会福祉法人 名張市社会福祉協議会
会長 奥村 和子 殿

社会福祉法人 名張市社会福祉協議会

監 事

高山 修

監 事

上嶋道弘

監 事

福山悦子

監査報告書の提出について

私たち監事は、社会福祉法第四十五条の十八及び社会福祉法人名張市社会福祉協議会定款第22条に基づき、別紙のとおり監査報告書を提出いたします。

記

・日 時 平成29年5月11日 (木)
午前10時00分～午後 / 時28分

・場 所 名張市丸之内79番地
名張市総合福祉センターふれあい 展示ホール

・立会人 奥村和子会長、杉本丈夫理事兼事務局長、
福井浩司事務局次長兼総務課長、
村上健吾事務局経営企画調整監兼介護支援課長
菊澤容子総務係長、総務課 島結子

以上

監査報告書

社会福祉法人 名張市社会福祉協議会
会長 奥村 和子 殿

平成28年4月1日から平成29年3月31日までの事業年度の理事の職務の執行について、本監査報告を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私どもは、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、法人事務所において業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方針に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算関係書類（資金収支計算書、事業活動計算書、貸借対照表）に対する注記及びこれらの附属明細書並びに財産目録）について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査の結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

（2）計算関係書類の監査結果

計算関係書類は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

平成29年5月11日

社会福祉法人 名張市社会福祉協議会

監 事

奥山

監 事

上嶋道弘

監 事

福山悦子